

2023年2月24日

四国電力株式会社
社長 長井啓介様

未来を考える脱原発四電株主会
共同代表 本田耕一 佐藤公彦 丸井美恵子 内田知子

公開質問書 (23)

質問1 三度、原発への武力攻撃の対応について

公開質問書(22)の当社回答(2022年12月15日付)も以前の回答(2022年7月19日付)と同じく「わが国への武力攻撃のリスクに対しては」、「多様な重大事故等対処設備や特定重大事故等対処施設を設置している」ので「炉心損傷や大規模な放射性物質の放出につながる事態を最大限回避できるものと考えております」と記しています。さらに当社作成の「国民の保護に関する業務計画」や「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」を読んでも未だ抽象的で不明な表現が多々あります。以下の2点についてお答え下さい。

①「最大限回避できる」とは、どういう意味なのでしょう。具体的にお答え下さい。

②当社回答に「なお、以上の回答は、当社としての一致した考えであります」と記されていますが、私たちの質問は「役員各位の率直なご意見をお一人ずつお聞かせください」というものです。役員各位の生の声をお聞かせください。

質問2 再び、新型原子炉開発について

当社の回答(2022年12月15日付)によれば、「現時点で、革新軽水炉を建設するという具体的な計画はございません」と記していますが、以下の2点についてお答え下さい。

①現在(2023年2月)でも上記「具体的な計画は」ないのですか。

②「三菱重工株式会社が主体となって進めている革新軽水炉」の「開発に協力しております」とありますが、新聞記事(四国新聞、2022年9月30日付)と主体が逆(新聞では当社が主体)になっています。いずれにしても、協力とは何か、具体的にお答え下さい。

質問3 何度も、どのようにして原子力発電の20~22%を確保するのか

私たちは一昨昨年(2019年)、一昨年(2020年)、昨年(2021年)の事前質問、さらに公開質問書でも、上記質問を行いました。当社の回答はいつも、「国が掲げる2030年度の原子力発電比率20%~22%程度という目標の達成は可能であると考えており、日本全体のCO₂削減にも貢献してまいりたいと考えております」という抽象的で努力目標に過ぎないものでした。しかし、伊方3号機の運転を満足に出来ない当社がどのように上記目標を実現させるのでしょうか。東日本大震災(2011年3月11日)以後、過去11年間当社の原子力発電比率が20%を超えた年度は一度もありません。まともな経営者なら11年間ずっと実現しない努力目標なら再検討に入るのが常識です。

さて、質問です。当社の役員の中に目標の見直しを提案する方は一人でもいないのですか。①いるが、少数。②いない。①または②でお答え下さい。①、②いずれにしても当社は、2030年に向けて伊方3号機でどのようにして「20～22%程度の目標の達成を可能」にするのですか。その工程表を具体的な数字を挙げてお答え下さい。もし、現時点で決めていないのなら、その理由を挙げてお答え下さい。もし、抽象的な回答しかできないのなら、その理由を具体的にお答え下さい。公開質問書(21)でも質問しましたが、①、②の質問に回答がありませんので役員個人でお答え下さい。

質問4 伊方3号機が稼働しているのに、なぜ、電力値上げを申請するのか

当社は、2022年11月28日に家庭向け等の規制料金を2023年4月1日から28.08%値上げしたいと経済産業大臣西村康稔に申請しました。2023年2月現在、大手10電力会社中同様の申請を行っている会社は、東北電力、中国電力、沖縄電力、北陸電力、東京電力、北海道電力、それに四国電力です。この7社の中で、当社(四国電力)だけは原発を稼働させています。他方、中部電力、関西電力、九州電力の3社は値上げ申請を行っていません。関西電力と九州電力は原発が稼働させています。2011年3月17日の福島第一原発の重大事故以降原発を稼働させている電力会社は関西電力、九州電力、四国電力の3社だけです。

さて、質問です。安価なはずの原発を稼働させている当社がなぜ、稼働させていない他社と同様に値上げを申請するのですか。当社は「公開質問書」(22)の回答(2022年12月15日)で原発の電源構成を「本年(2022年)度においても約23%を見込んでおります」と記しています。100歩譲って化石燃料費の高騰を考慮しても、当社が他社と同等とは到底考えられません。具体的にお答え下さい。

質問5 社外取締役の役割について

当社の「よんでんコーポレートガバナンス基本方針」によれば、「社外取締役の候補者は、(中略)(東京証券)取引所が定める独立性基準を満たす独立性を備え、豊富な経験と高い見識に基づき、中立・客観的な立場から、当社の経営について有益な意見を述べる事が出来る者、あるいは取締役の職務の執行を適切に監査できる者」と記されています。と同時に株主総会で選ばれる社外取締役は、株主を始めとするステークホルダー(利害関係者)の代表者として「中立・客観的な立場から」、まさに第三者の目で経営を監督する役目もあります。とすれば、質問1、質問3にも関連しますが、当社の回答にしばしば出てくる「なお、以上のご回答は、当社としての一致した考えであります」には、違和感を禁じられません。以下の2点についてお答え下さい。

①当社は社外取締役に「第三者の目」を期待しているのですか。期待していないのですか。いずれにしても具体的な理由を挙げてお答え下さい。

②この数年に繰り返す当社の不祥事に関し、もう少し社外取締役の「第三者の目」が機能していれば、未然に防げた可能性もあったのではないかと私たちは思いますが、当社

の率直な考えをお答え下さい。

質問6 三度、業務上休業災害発生件数について

公開質問書(22)への当社の「回答」(2022年12月15日)では、「災害未発生の請負・委託先(請負・委託先には、当社と資本関係があるグループ会社以外にも、二次・三次請けとして一時的に作業を依頼している工事業者等も含まれます。)も含め、全協力会社の従業員数(請負・委託時点)を把握する必要があるところ、当社は当該数値を把握しておりませんのでご回答いたしかねます」と記されています。「全協力会社の従業員数(請負・委託時点)を把握する必要がある」と認識しているのならば、早急に把握して下さい。

さて、質問です。次年(2023年)度の『統合報告書』では、全体の社員と請負・委託のいわゆる協力会社員の総数を把握して、過去10年間の業務上休業災害発生件数の全社員に占める割合、協力会社員に占める割合を具体的な数字をあげて記載できますか。できないのならその理由を挙げてお答え下さい。

質問7 「当社従業員が四国電力送配電のシステムを目的外に利用していた事案」(以下、「目的外利用」と略記)について

上記事案は2022年1月に関西電力で「不正閲覧」が発覚し、その後当社を含め大手電力会社6社にも及んでいます。当社は2023年1月31日の長井啓介社長の言い訳的記者会見、2023年2月3日付「四国電力送配電株式会社が管理するお客さま情報の目的外利用に係る報告書の提出について」及び、報告徴収を受けた電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等委員会)への「報告書の概要」、さらに2023年2月10日付「四国電力送配電株式会社が管理するお客さま情報の目的外利用に係る報告書の提出について(個人情報保護委員会への報告)」及びその「報告書の概要」を見るに到底納得できる内容になっているとは言えません。以下の5点についてお答え下さい。

①2016年4月の電力事業法改正以後は、当社の言う「目的外利用」は、すべて「不正閲覧」です。長井社長のいう「本事案に係るさらなる詳細な調査・原因分析等踏まえ」とは、どこまでの範囲ですか。2月3日付の報告と2月10日付の報告の調査方法、調査対象も異なっています。今後の調査方法、調査対象等を具体的にお答え下さい。

②上記監視等委員会への「報告書の概要」(2月3日付)の調査対象は営業部門(483人)のうち不正閲覧者は210人です。一方上記個人情報保護委員会への「報告書の概要」(2月10日付)の調査対象は全社員で、不正閲覧者は272人です。調査対象期間は前者が2020年4月から現在まで。後者が2022年4月1日から2023年1月15日まで。前者は3年近く、後者は8ヶ月余。後者が全社員対象にしても数字の辻褄が合いません。分かるようにお答え下さい。

③回答者のうち2月3日付では不正閲覧者は210人。2月10日付では不正閲覧者は272人。重複者もいると思いますが、上司を含め不正閲覧者の懲戒等の処分内容をお答え下さ

い。

④「災害等非常時以外」閲覧不可とは、逆にいえば「災害等非常時」には閲覧可能ということですが。当社は電力事業法で閲覧禁止決定後、当社「災害等非常時」があったのか、なかったのか。あったのなら閲覧したのかどうか。日付、対象、内容を具体的にお答え下さい。

⑤「報告書の概要」によれば、不正閲覧の原因を(1)コンプライアンス意識の不足・欠如。(2)行為規制や社内ルール理解不足・教育不足。(3)コミュニケーション不足。(4)改善余地のある業務フロー。の4点を挙げています。とはいえ、「報告書の概要」(2月3日付)によれば、「再発防止策の推進体制」の外部委員は四国電力労働組合本部執行委員長だけです。あとは社外弁護士の相談・助言しかありません。今回だけでなくこの間の一連の不祥事の抜本的解決のためには、もっと「第三者の目」が必要と思いますが、当社の率直な考えをお答え下さい。

質問8 三度、伊方発電所に及ぼす地震動と敷地の安定性について(1)

「公開質問書」(20)の上記質問に対する当社の「回答」(2021年11月26日付)に「(たとえば原子炉格納容器上部では最大約6,200ガルという加速度が算定されます。)、これらの応答加速度等を踏まえても地震に対する安全性が確保されることを確認しております」とありますが、この回答を踏まえて質問します。以下の3点についてお答え下さい。

①3号機建屋頂部のドームは、原子炉上蓋交換時に一部に穴が開けられ、その後復元されました。その際に、残された個体の旧コンクリート部と新規に打設された未固結のコンクリートの接合面がいわゆるコールドジョイントとなっており、その周辺にひび割れを生じているのが望遠されます。建屋上部に最大約6,200ガルという加速度が加わった時に建屋頂部のドームが陥没崩壊したり、原子炉格納容器の機能を失わせたりする危険はないのですか。お答え下さい。

②当社ホームページ等の資料によれば、建屋の頂部付近に燃料取扱棟があり、深さ12mの使用済燃料プールがあることが示されています。たとえば、原子炉格納容器上部に最大約6,200ガルという加速度が加わる場合において、使用済燃料プールを満たしている冷却水はどのような状態になるのか。具体的にお答え下さい。併せて、海拔10mで650ガルという強震動時におけるプール底部の水中に置かれた燃料体固定ラック及びプール内に保管された燃料体の挙動についてもお答え下さい。

③使用済燃料プール上方には、使用済燃料を運搬移動させる走行式の燃料取扱装置が設置されています。この装置は車輪で支えられた巻き上げ機がレール上を走行する形式なので、装置に加わる加速度が980ガルを超える場合には、落下したり暴走したりする懸念があります。いつ発生するか予測が困難な地震時の対策としてどのような対処方法がなされているのか。具体的にお答え下さい。

質問9 三度、伊方発電所に及ぼす地震動と敷地の安全性について(2)

「公開質問書」(21) の上記質問に対する当社の「回答」(2022年7月19日付)で、「伊方発電所では、岩盤掘削と埋立てにより敷地が造成されております。/安全上重要な機能を有する建物・構築物等は、新鮮かつ堅固な岩盤上に直接設置しており、埋立地には、安全上重要な機能を有する建物・構築物等は設置しておりません。/ちなみに、ご指摘の原子炉格納容器を内包する原子炉建屋は岩盤上に設置されており、埋立地には設置されておりません。原子炉格納容器上部において加速度が6,200ガルになることは、建物の上層にいくにつれて揺れが増幅することによるものです」と記しています。以下の3点についてお答え下さい。

①伊方発電所には立派な事務棟がありますが、残念なことに敷地の埋め立て部分に建てられています。伊方発電所の業務全体の掌握という重要な機能を担うべき事務棟が安全上重要な施設に該当しない根拠をお答え下さい。

②「新鮮かつ堅固な岩盤上に直接設置した」原子炉建屋頂部に6,200ガルの加速度が加わる際に、埋立地にある事務棟頂部には一体何ガルの加速度が加わるのですか。お答え下さい。

③その際、事務棟が受ける被害をどのように見積もっているのですか。お答え下さい。

質問10 海水淡水化装置と純水保管タンクについて

当社ホームページ等の広報資料によれば、3号機の付帯設備として逆浸透膜式の海水淡水化装置(淡水造水能力1,000トン/日)2基が備えられており、敷地には巨大な純水保管タンクも見られます。以下の2点についてお答え下さい。

①上記海水淡水化装置で作られた淡水と巨大な純水保管タンクに蓄えられている水は伊方発電所の何処でどのような目的で使用されるのでしょうか。お答え下さい。

②上記海水淡水化装置及び純水保管タンクに要する運用費用は年間、如何ほどですか。お答え下さい。

以上、10の質問について、2023年3月23日(木)までに文書にて本会事務局にご回答下さい。

771-0117 徳島市川内町鶴島120-1 事務局代表 本田耕一